

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年7月2日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「延滞金の取扱いについて」 ◆

平成21年6月26日付で「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通知の改正について」が発出されました。

「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第36号。以下「延滞金法」といいます。）」の施行により、厚生年金保険法が平成22年1月1日付で改正施行されます。

現下の厳しい経済社会情勢に鑑み、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限から一定期間軽減する措置を講じたものです。

今般、この延滞金法の施行に関し、通知の一部改正が行われたものです。

【改正される通知】

「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて（昭和42年3月28日年企発第20号）」（別添「厚生年金基金事務取扱い準則」部分）

内容について、別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。



改正のポイント

【社会保険の保険料等における延滞金の取扱い】

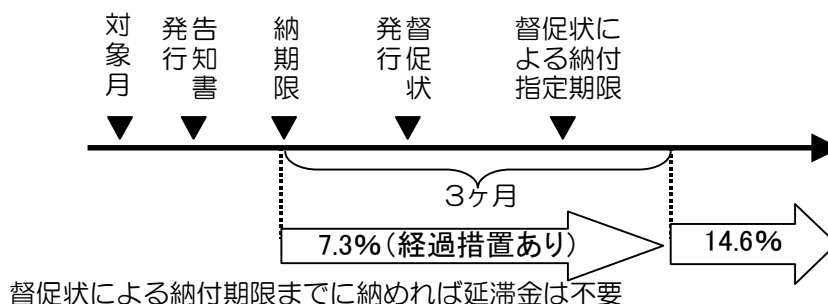
現行の取扱い：

保険料を督促状に指定した期限までに納付しない事業主は、保険料額につき年14.6%の利息を支払うこととされています。

変更後の取扱い：

納期限から3ヶ月の延滞金利率は、年7.3%と軽減されました。ただし、当面の間、特例として年7.3%とされた延滞金利率を、『前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%』の割合（平成21年は4.5%）とする特例も追加されました。

なお、平成22年1月1日以後に納期限が到来する分から適用されます。



● 厚生年金基金における取扱い（規約の変更について）

現行規約における「延滞金」に関する規約規定の有無*によらず、規約の変更は不要です。ただし、基金の判断により、規約の変更（改正後の厚生年金保険法第141条において準用する同法第87条及び同法附則第17条の14の規定を引用する旨の明記）を行うことも可能です。

*規約への規定の有無にかかわらず、延滞利息については改正後の法に準じた取扱いとなります。

- 規約変更を行う場合
代議員会で議決のうえ、地方厚生（支）局長宛届出を行う必要があります。
なお、「理事長専決は不可」の旨厚生労働省宛確認しております。

● 確定給付企業年金における取扱い（規約の変更について）

以下に該当する場合は、規約変更が必要です。

- ① 規約に「年14.6%」の延滞利息を規定しており、厚生年金保険法の改正に準じて、延滞利息を軽減する場合
- ② 規約に「年14.6%」の延滞利息を規定しており、延滞金の規定を削除する場合
- ③ 規約に延滞金を規定していない基金において、新たに延滞金を規約に規定する場合
（注1）規約に「年14.6%」の延滞利息を規定している場合、厚生年金保険法の改正後も、引続き「年14.6%」の延滞利息を徴収することが可能です。この場合は、規約変更は必要ありません。
（注2）新たに延滞金を規定する場合は、合理的な率であれば、厚生年金保険法に規定する率以外の率を適用することも可能です。

- 規約変更を行う場合
地方厚生（支）局長宛届出を行う必要があります。
基金型の場合、代議員会の議決（「理事長専決は不可」）が必要です。 以上

